

北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策の検討に関する有識者会議
開催要綱

(目的)

第1条 内閣府の委託を受け、株式会社ムラヤマ(以下「ムラヤマ」という。)は、北方領土隣接地域に多くの人を継続的に呼び込み、北方領土問題に関する関心喚起・理解促進を図るとともに、北方領土隣接地域の振興にも資するよう、地域一体で進める取組等、効果的な啓発の在り方を検討するため、「北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策についての調査研究(令和8年度)」(以下「本調査研究」という。)を実施する。本調査研究を効果的に遂行するため、北方領土隣接地域における地域一体となった啓発促進策の検討に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

(役割)

第2条 有識者会議は、本調査研究の遂行に関して、ムラヤマに対して助言を行う。

(構成)

第3条 有識者会議は、別紙に掲げる構成員及びオブザーバー(以下「構成員等」という。)をもって構成する。

2 有識者会議に座長を置き、内閣府が構成員の中から選出する。

(運営)

第4条 有識者会議は、座長が構成員等の参集を求めて開催する。

2 座長は、議事進行を行う。

3 座長は、必要に応じて、構成員以外の有識者等に対し、有識者会議への出席を求めることができる。

4 座長は、自らが有識者会議に出席できない場合、構成員の中から座長代理を指名する。

5 有識者会議の資料、議事要旨及び議事録については、会議終了後、座長の了解を得て公開するものとする。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

6 座長は、構成員等以外の者が有識者会議を傍聴することを認めることができる。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、ムラヤマにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。